

(別添1)

令和5年度老人保健健康増進等事業

データ連携を活用する事業所の業務改善を通じての生産性向上についての調査・研究

株式会社三菱総合研究所

本事業は、ケアプランの標準仕様及びケアプランデータ連携システムを活用したデータ連携の活用促進に資する検討のため、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所における、ケアプランの作成・共有に係る業務フローやシステム構成、データ連携の状況等について把握することを目的としてアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。

また、アンケート調査およびヒアリング調査結果により得られた知見をもとに、本事業報告書および「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」を作成した。

上記のアンケート調査より、ケアプラン（居宅サービス計画書第1～3表）、サービス利用票（提供票）【予定】【実績】の作成・印刷・振分・共有・手入力等の一連の業務において、居宅介護支援事業所では主に担当ケアマネジャーが担当しており、居宅サービス事業所では管理者またはサービス提供責任者が担当している割合が高かった。このような結果から、居宅介護支援事業所においては担当ケアマネジャーにケアプラン（居宅サービス計画書第1～3表）、サービス利用票（提供票）【予定】の作成という、ケアマネジメント本来の業務以外の、印刷・振り分け・共有・手入力等の間接業務の負担も残っている現状が示唆された。

このことから、特に居宅介護支援事業所においては、ケアプランデータ連携システムの利用有無に限らず、ケアプランやサービス提供票の「印刷→振り分け→FAX・郵送・持参・送信」等の間接業務を切り出し、事務職員や管理者等の担当職員へ集約させる形で役割分担を再度見直す必要があると考えられた。このようにケアプラン（居宅サービス計画書第1～3表）、サービス利用票（提供票）【予定】【実績】の共有業務を作成と切り分け、担当職員へ集約を行うことで、ケアマネジャーや現場職員の共有のための時間をケアマネジメント業務・直接業務へ活用でき、事業所の収益改善や職員の処遇改善、介護の質の向上を図ることができると考えられた。

一方、ケアプランデータ連携システムでの共有については、居宅介護支援事業所においても「管理者または主任ケアマネジャー」が担当しているとの回答が多くみられ、また、ヒアリング調査にて把握されたデータ連携の事例においても、管理者または事務職員等、事業所の送信担当を1名決めた上でデータ連携をまとめて行う業務フローが多くみられた。このアンケート調査及びヒアリング調査両方の結果を受けて、「ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集」では、ケアプランデータ連携システムを活用した業務運用フローの見直しに関する内容を取りまとめた。